

## 周知対象

事業者が、労働者、管理者、産業保健スタッフへ周知

## 周知内容と方法

- 作業環境の評価結果(管理区分)
  - ・ 作業場の見やすい場所への掲示

## 留意点

第2、第3管理区分の場合は、改善の対処方針についても周知するとともに、作業環境が改善されるまでは、労働者に保護具を使用させること。事業者は、必要に応じて、作業環境測定機関、都道府県産業保健推進センター等の専門家に相談すること。

第1管理区分の場合であっても測定対象とされていない有害物質が取り扱われている可能性があることを周知する必要がある。

## 【周知の流れ(例)】

